
大野城市指定管理者選定ガイドライン
【第八版】

令和4年4月

経営戦略課

目 次

第1章 指定管理者制度の概要

- 1 指定管理者制度とは……………1
- 2 公の施設……………2
- 3 指定管理者制度の事務執行フロー……………3

第2章 指定管理者制度に関する委員会

- 1 公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）……………7
- 2 指定管理者候補者検討委員会（検討委員会）……………7
- 3 指定管理者候補者選定委員会（選定委員会）……………8

第3章 指定管理者の選定に関する共通事項

- 1 指定管理者制度の導入に関する検討……………9
- 2 指定管理者導入に係る規定整備……………9
- 3 公募・非公募……………9
- 4 指定の期間……………10
- 5 指定管理者の範囲……………10
- 6 指定管理者の選定基準……………10
- 7 申込書類……………10
- 8 指定管理者の指定……………11
- 9 債務負担行為の設定……………11
- 10 協定の締結……………11

第4章 指定管理者の募集（公募）の手続

- 1 公募の手続……………12
- 2 募集要項……………12
- 3 選定結果の通知及び情報の公開……………13

第5章 指定管理開始後

- 1 事業報告……………14
 - 2 施設所管課によるモニタリング……………14
 - 3 第三者評価……………14
 - 4 指導・調査・指示……………14
 - 5 指定の取消・管理業務の停止……………14
-
-

第1章 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」（地方自治法第244条の2第3項）において、従前の管理委託制度を廃止して導入された。

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用することで、住民サービスの質の向上及び行政コストの縮減を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を任せる制度である。

【指定管理者制度と管理委託との相違点】

	指定管理者制度	管理委託（従来）
受託主体	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定
法的性格	行政処分 管理者の指定は、法的手続きであり、契約にはあたらない（入札対象外）	委託契約
指定管理者（管理受託者）を選ぶ手続き	条例 管理者選定に関する手続きを条例で定める	地方自治法に定める契約手続き
指定管理者（管理受託者）の決定	議会の議決を経て決定 管理者の指定は、施設ごとに議会の議決が必要	議会の議決は不要
指定（管理委託）期間	長期設定が可能 管理者の指定期間は、施設ごとに議会の議決が必要	単年のみ
公の施設の管理権限	指定管理者が有する 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める	市（設置者）が有する
①施設の利用許可	実施可能	実施不可
②利用条件の設定	実施不可 市（設置者）が条例で定める必要がある	実施不可
③不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用の許可	実施不可	実施不可
事業報告	事業報告書（年度毎）	業務完了届（年度毎）
公の施設の設置者としての責任	市	市
利用料金	採用できる	採用できる
罰則等	指定取消、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約解除

2 公の施設

(1) 公の施設とは

地方自治法第244条第1項に「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」と規定されており、以下の要件を満たすものである。

- ①住民の利用に供するもの
- ②住民福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ③地方公共団体が設けるもの
- ④施設であること

(2) 公の施設の管理運営

地方自治法上、「公の施設」は、本市による直営（一部事務の委託を含む）あるいは指定管理者制度により管理運営を行うことと定められている（個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設を除く。）。

「どちらの管理形態が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できると考えられるか」を基本的な判断基準として検討したうえで、管理運営形態を選択する必要がある。

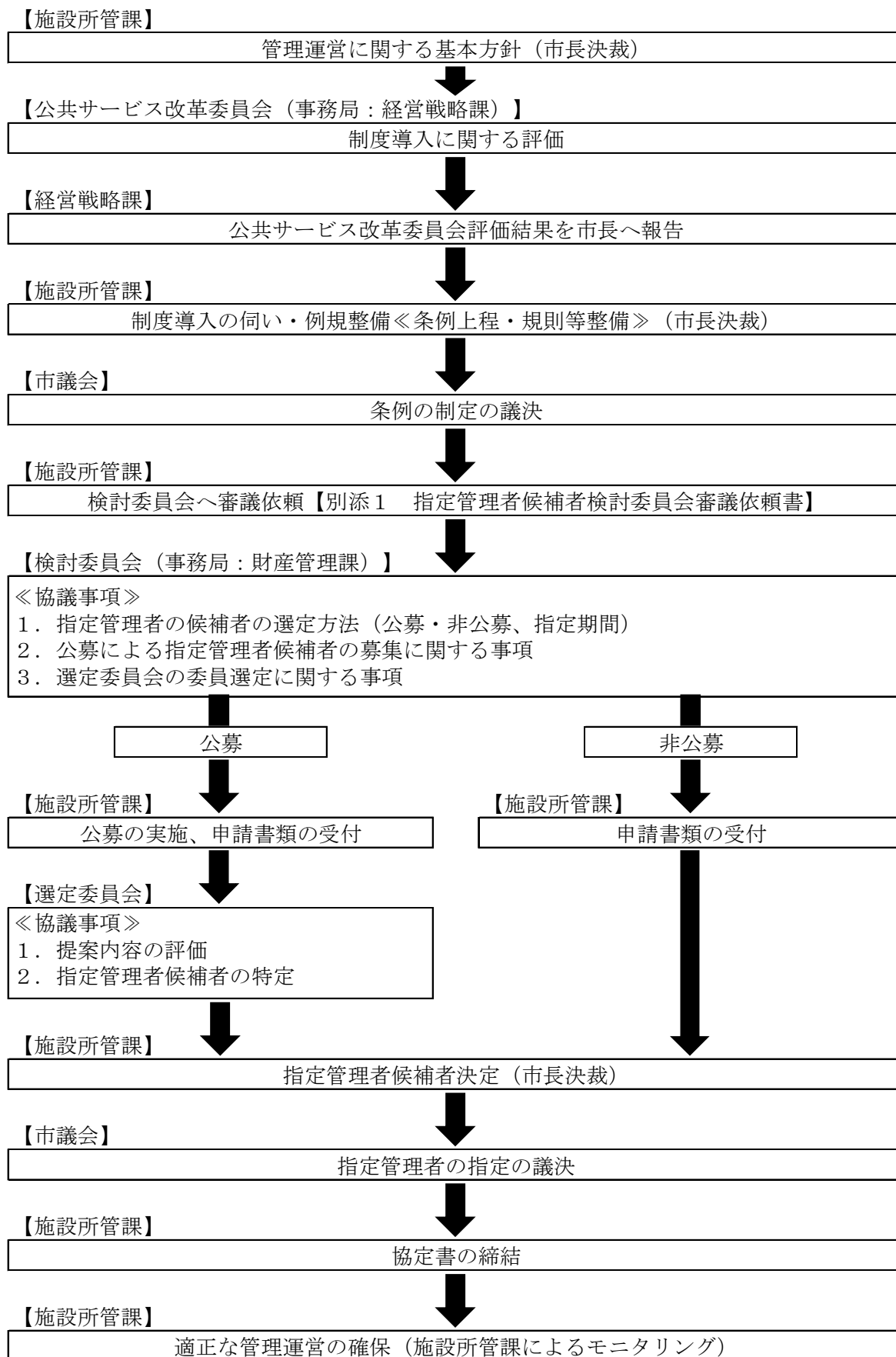
大野城市における「公の施設」と管理運営形態

区分	指定管理者	直営
レクリエーション ・スポーツ施設	赤坂・旭ヶ丘テニスコート 乙金多目的広場	北市民プール
基盤施設	大野城総合公園 大野城いこいの森	市営住宅 錦町自転車駐輪場 自転車等置場 地区公園 他
文教施設	まどかびあ 公民館・集会所 コミュニティセンター	牛頸ダム記念館 大野城心のふるさと館 青少年の居場所
社会福祉施設	ファミリー交流センター いこいの里 高齢者生きがい創造センター 障がい者支援センター 老人憩の家	すこやか交流プラザ 保育所 留守家庭児童保育所

※ 個別の法律において、管理主体が限定されている施設は、上記の表中に表していない。

3 指定管理者制度の事務執行フロー

(1) 新規に指定管理者制度の導入をする場合



(2) 指定管理者の更新をする場合

【公共サービス改革委員会（事務局：経営戦略課）】

指定管理者が管理する施設のサービス評価

【経営戦略課】

公共サービス改革委員会評価結果を市長へ報告

【施設所管課】

検討委員会へ審議依頼【別添1 指定管理者候補者検討委員会審議依頼書】

【検討委員会（事務局：財産管理課）】

《協議事項》

1. 指定管理者の候補者の選定方法（公募・非公募、指定期間）
2. 公募による指定管理者候補者の募集に関する事項
3. 選定委員会の委員選定に関する事項

【施設所管課】

指定管理者の候補者の選定方法等決定（市長決裁）

公募

非公募

【施設所管課】

公募の実施、申請書類の受付

【施設所管課】

申請書類の受付

【選定委員会（事務局：施設所管課）】

《協議事項》

1. 提案内容の評価
2. 指定管理者候補者の特定

【施設所管課】

指定管理者候補者決定（市長決裁）

【市議会】

指定管理者の指定の議決

【施設所管課】

協定書の締結

【施設所管課】

適正な管理運営の確保（施設所管課によるモニタリング）

(3) PPP/PFI 事業における指定管理者制度の導入をする場合

① 基本的な考え方

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）により公の施設を整備しようとする場合において、当該公の施設的设计・建設から管理運営までを包括的に民間事業者に行わせるときは、「地方公共団体におけるPFI事業について（平成12月3月29日付自治画第67号通知）」により、原則として、指定管理者制度を採用することとされていることから、PFI事業者を当該公の施設の指定管理者として選定することとする。主な手続きは、次頁のフロー図（PFI事業における指定管理者制度の事務執行フロー）によるものとする。

② 指定管理者の選定

PFI法により公の施設的设计・建設から管理運営を含む包括的な長期契約を前提として事業者を選定する場合は、PFI事業者の選定手続きを得ることで、公募によらず指定管理者の選定を行うこととする。なお、PFI事業者の選定に当たっては、外部委員を含めた審査委員会による審査を行うこととする。

③ 指定管理期間

PFI事業で指定管理者制度を活用する場合は、PFI法第13条において、当該事業の円滑な実施が促進されるよう配慮が求められていることなどから、PFI事業期間を指定管理期間とする。

④ 議会との関係

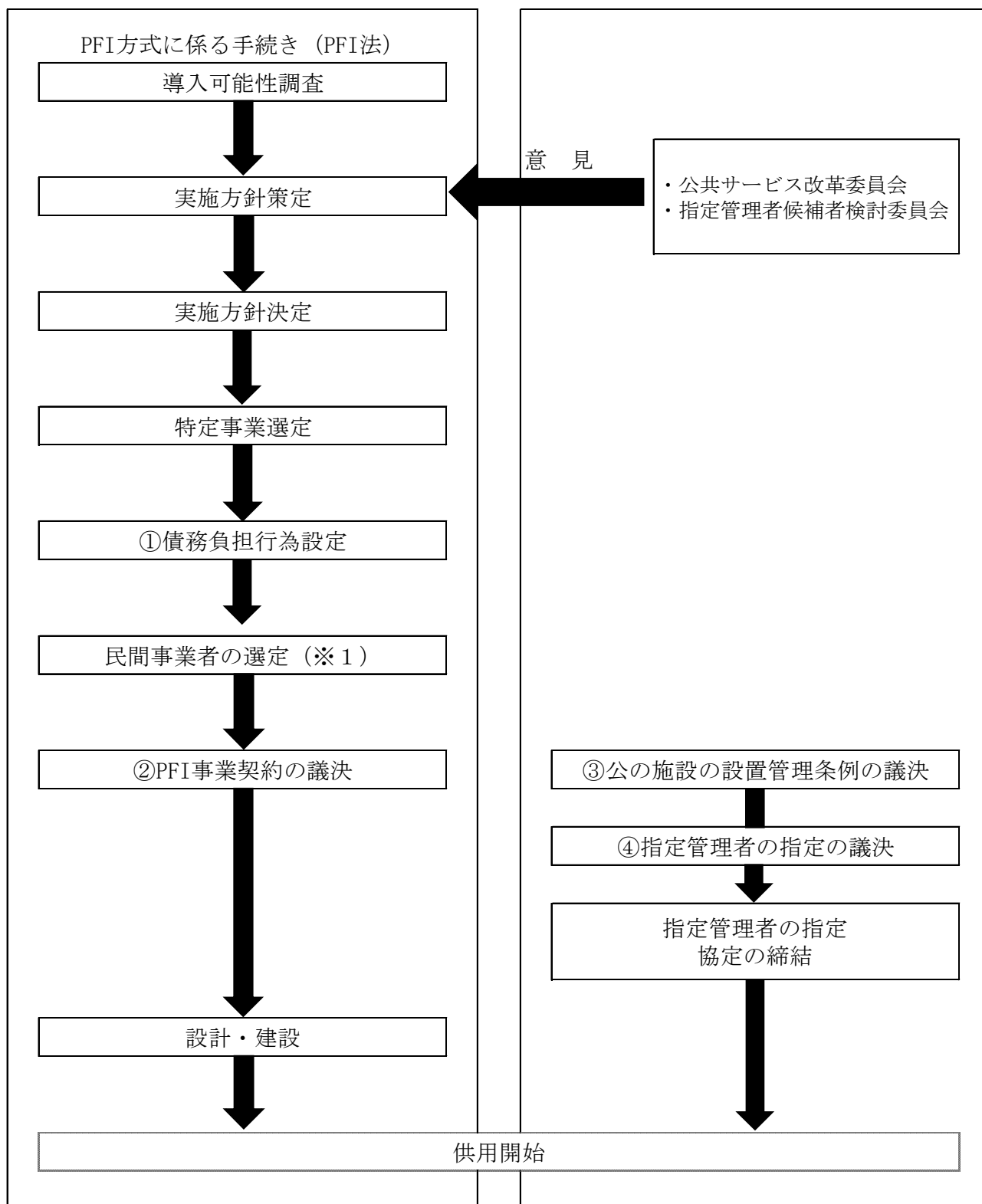
PFI法に規定する契約と指定管理者制度とは、別の制度であることから、指定管理者の指定を行う場合は、PFI事業契約の締結にかかる議決とは別に、公の施設の設置条例で指定管理者が行う業務範囲を定めた上で、PFI選定事業者を指定管理者として選定できるよう条例で規定し、指定に係る議決を得る必要がある。

なお、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、当該公の施設の目的や施設の状況が明らかになった時点で定めることができることから、PFI事業契約に係る議決を行う議会において、当該条例を定めることができる。

⑤ PFI的手法（DBO方式）による場合の手続き

PFI的手法（DBO方式）により公の施設を設計・建設から管理運営までを包括的に民間事業者に行わせる場合は、①から④までを準用する。

PFI事業における指定管理者制度の業務フロー



※ ①～④は議決を要する手続き（②～④の議案上程のタイミングは、案件によって同一か異なるかを判断）

※ （※1）では、審査委員会を設置し、PFI事業者の選定に関する審査を実施する。

第2章 指定管理者制度に関する委員会

1 公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）

指定管理者及び施設所管課が作成した事業報告書及び評価シートを基に、指定管理者が管理する施設のサービス内容をチェックし、業務内容に関する改善提案（診断）を行う外部委員会。

- (1) 委員会の構成メンバー
有識者等及び市民
- (2) 事務局
経営戦略課

2 大野城市指定管理者候補者検討委員会（検討委員会）

指定管理者の候補者の選定方法（公募・非公募、指定期間）、公募に係る事項の協議を行うことを目的に設置。

【参照】大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(1) 委員会の構成メンバー

委員長	副市長
副委員長	企画政策部長
委員	各部長、上下水道局長及び議会事務局長

(2) 協議事項

- ①選定方法（公募・非公募、指定期間など）
- ②公募に係る事項
 - ・募集要項の内容
 - ・評価項目及び審査基準
 - ・選定委員会の委員
- ③公共サービス改革委員会からの指摘等に対する対応方針

(3) 協議依頼の手続き

施設所管課は、所管部長の決裁後、事務局を經由して検討委員会の委員長に關係書類を添えて「指定管理者候補者検討委員会協議依頼書【別添1】」を提出する。

協議結果については、事務局が施設所管課に通知する。

なお、協議依頼の際は、關係書類として、下記のを添付する。

- ・公共サービス改革委員会のサービス評価の際に提出した關係書類（評価シート、収支計算書等）
- ・公共サービス改革委員会のサービス評価結果
- ・公共サービス改革委員会の評価結果を踏まえ、公募・非公募、指定管理期間に関する

施設所管課としての見解

- ・ 募集要項
- ・ 評価項目及び審査基準
- ・ 選定委員会の委員の構成及び選定理由
- ・ その他、施設の特性に応じて、必要な事項を記した書類

(4) 事務局

財産管理課

3 大野城市指定管理者候補者選定委員会（選定委員会）

公募の際、提案内容の評価を行い、指定管理者候補者の特定を行うことを目的に設置。

【参照】大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(1) 委員会の構成メンバー

個々の施設の特性に応じた選定委員を、検討委員会の協議を経て選定。

(2) 選定委員選考にあたっての留意点

選定委員選考については、以下の事に留意して行う。

- ① 選定委員は7名以上選定する。
- ② 委員のうち、2名は検討委員会の委員から選定するものとし、そのうち1名は、原則として当該施設を所管する担当部（局）長とする。
- ③ 個々の施設の特性を熟慮のうえ、広範な観点から当該施設の指定管理者の選定に適している者を選定する必要がある。
- ④ 外部の委員を選定する場合は、当該施設に関する知識または経験を有する者から2名以上を選定する。指定管理者として相応しい団体を多面的に評価する観点から、学識経験者、公認会計士、社会保険労務士、施設利用者等が外部委員の候補として考えられる。
- ⑤ 選定委員選考にあたっては、応募団体との利害関係を有しない者を選定する。利害関係を有しない者とは、例えば以下に述べるような関係を有していない者をいう。
 - ・ 応募団体の代表取締役その他役員と3親等以内の親族関係にある者（※親族関係：大野城市政治倫理条例規程参照）
 - ・ 応募団体と直接取引がある者
 - ・ 応募団体の関連会社に属する者 など
 なお、利害関係を有しない者とは、内部・外部問わず選定委員全員の必須条件となるので、透明性・公正性の確保のため、慎重に選定する必要がある。

(3) 選考事項

- ① 提案内容の評価
- ② 指定管理者候補者の特定

(4) 事務局

施設所管課

第3章 指定管理者の選定に関する共通事項

1 指定管理者制度の導入に関する検討

各施設の設置目的や果たすべき機能等について検討したうえで、本制度を利用することが「経費の削減」のみならず「市民サービスの向上」に寄与すると考えられる場合に本制度の導入を図っていく。

本制度を導入すべきかどうかについては、施設カルテ（新規用）【別添2】に基づき、公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）にて評価を行い、その評価結果等を踏まえた上で、制度導入の決定（市長決裁）を行う。

2 指定管理者導入に係る規定整備

地方自治法第244条の2第4項では、指定管理者の指定の手續・指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を、条例で定めるよう規定している。

なお、設置条例及び施行規則に記載する事項は、下記の記載例を踏まえ施設所管課が定める。

【記載例】

設置条例

<規定内容>

- ・ 指定管理者に施設管理を行わせることができる旨の規定
- ・ 管理基準（開設・開館時間・休館日、休日の制限に関する事項等）
- ・ 管理業務の範囲(施設の維持管理、事業内容、使用承認等)
- ・ 利用料金

【記載例】

施行規則

<規定内容>

- ・ 指定の手續 申請方法
- ・ 選定基準
- ・ 事業報告書の作成及び提出
- ・ 事業報告の聴取等
- ・ 指定の取消等
- ・ 原状回復義務

3 公募・非公募

指定管理者の選定については、原則公募で行う。ただし、以下の事項に該当するものについては、特命による選定を行うことを可とする。

なお、特命により指定管理者を選定する場合は、市民に対して十分な説明責任を果たす必要が求められるので、特命の必要性和効果・効率性を検証し、説明できるようにしなければならない。

(1) 本市のコミュニティ構想に即した市民の協働を推進するコミュニティ施設

(2) 公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）において、高い評価を得ており、かつ、継続して現指定管理者が指定管理業務を担うことにより施設利用者のサービスの向上につながるなどの評価を得ている場合

- (3) 外郭団体が指定管理者となっている施設で、当面指定を継続することが適当な施設
- (4) 公募を行っても応募する団体がなかった施設
- (5) PFI事業及びPFI的手法（DBO方式）により公共施設等を整備する場合

4 指定の期間

指定の期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に活かせるよう、競争性の確保、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、3～5年を原則とする。

なお、当初導入時に指定管理者を3年としたものであっても、「人材の確保や育成が必要な場合」、「ソフト事業や自主事業の充実が必要な場合」等にあつては、指定期間を5年とすることができる。

5 指定管理者の範囲

指定管理者の範囲については、地方自治法第244条の2第3項に、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されているように、特段の制約が設けられていない。そのため、出資団体に限られず民間事業者等も議会の議決を経て指定管理者として指定できる。

なお、個人を指定管理者として指定することはできないが、一定の団体であれば法人格は必要ない。

6 指定管理者の選定基準

施設の種類に関わらず、以下の事項を共通の選定基準とする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されていること
- (2) 施設の効用を最大限発揮できるものであること
- (3) 施設の適切な維持及び管理経費の縮減が図られるものであること
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産等の経営能力を有していること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている法人その他の団体でないこと
- (6) 市民にメリットがある（地域に貢献する）サービスの向上を図れる能力を有していること
- (7) その他必要な選定基準

7 申込書類

申込書類は、下記の申込書類例を踏まえて定める。

【申込書類例】

- (1) 事業計画書

- (2) 申込資格を有していることを証する書類
- (3) 収支計画書
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

8 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、施設の管理業務を開始する前に、以下の事項についての議決を受ける必要がある。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- (2) 指定管理者となるべき団体の名称
- (3) 指定の期間

なお、指定管理者の議決時期は、その後の事務引継ぎ、協定書締結に係る協議等の期間を考慮して行う。

また、指定管理者の法人格等変更時の再指定として、①本市の事情による同種・同規模施設の所在地の変更、②指定管理者の名称や主たる事務所の所在地及び代表者氏名の変更等、法人や団体としての「同一性」が保持され、施設の管理運営において影響が極めて少ないと施設所管課が判断した場合は、再指定は不要とする。

9 債務負担行為の設定

指定管理者制度を導入する施設で、指定管理者の指定により、複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担する時は、債務負担行為の議決が必要となる。

債務負担行為に係る予算の提出時期は、債務負担行為額の限度額を積算しなければならないこと等を考慮し、原則として、指定管理者候補者を特定し、業務内容等を事実上確定させた後の指定議案を提出する議会とする。

10 協定の締結

指定管理者の指定後、管理に係る細目的事項及び本市が支払うべき施設管理料の額等を定めるため、本市と指定管理者で協定を締結する。

指定期間内における全体的事項については、基本協定で定め、指定管理料の金額及びその支払時期等、年度毎に特に定めておくべき事項については、年度協定で締結する。

なお、基本協定書、年度協定書については、原則として、指定管理者標準協定書【別添3】を使用する。

第4章 指定管理者の募集（公募）の際の留意点

指定管理者の候補者を公募で選定する場合は、以下の点に留意して、事務を行うものとする。

1 公募の手続

募集（公募）の手続きは、選定に係る事務処理の人的・時間的な効率性を勘案しながら、公平性・公正性、客観性、透明性を最大限に確保するものとする。

(1) 公募の期間

指定管理者となることを希望する団体が十分に検討できる期間（原則、1か月以上）を設定する。

(2) 公募の周知

広報、HPなどで、募集の実施、募集要項の配布場所、募集の期間や問い合わせ・連絡先などを広く知らせる。

2 募集要項

募集要項は、下記の募集例を踏まえて定め、当該施設の特性に応じて、本市が指定管理者に期待する事項を明確にし、応募者に理解されるよう作成する。

募集要項の内容は、検討委員会の審議を経るものとする。

【募集例】

- (1) 施設概要（名称・規模・施設内容・開館時間・休館日等）
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲及び基準
- (3) 指定の期間
- (4) 指定管理料
- (5) 利用料金制の有無等
- (6) 法令等の規定
- (7) 応募資格
- (8) 応募窓口
- (9) 応募期間
- (10) 事業計画等の提出書類
- (11) 説明会の有無
- (12) 応募方法
- (13) 選定方法・審査基準等
- (14) 情報公開、個人情報保護の取扱
- (15) その他必要事項

※留意事項

「(2) 指定管理者が行う業務の範囲及び基準」について

- ・管理運営の仕様書にあたるものとして、管理運営の具体的な内容、求められる管理水準等、職員配置、業務実施条件等を明示し、過去の実績を提示するなど、できる限り詳細かつ分かりやすい形で示すこと。
- ・また、申請の際にリスクに応じたコストを見込みことができるよう、リスク分担を明示すること。

「(4) 指定管理料」について

- ・指定管理料の予定額を提示することが適切でない場合を除き、原則として指定管理料の予定額を明示すること。
- ・指定管理料の設定に当たっては、人件費、管理費、事業費など前年度実績等を参考にしながら十分に検討するとともに、債務負担行為の限度額に留意すること。特に新規導入の施設については、人件費や事業費の設定に、十分な根拠をもって検討することが必要となる。

3 選定結果の通知及び情報の公開

選定結果は、応募者全員に通知する。

また、透明性の確保の観点から、以下の事項について公開する。

- (1) 施設名
- (2) 選定された団体名
- (3) 指定の期間
- (4) 選定基準及び配点
- (5) 採点結果（選定された団体のみ）
- (6) 選定理由

第5章 指定管理開始後

1 事業報告

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告を、以下のとおり行う。

(1) 提出期限

毎年5月31日

(2) 提出書類

- ① 事業報告書【別添4】
- ② その他市長が必要と判断した資料

(3) 提出先

施設所管課

2 施設所管課によるモニタリング

施設所管課は、毎年度、指定管理者から提出される事業報告書等の内容を精査し、利用者アンケート結果に基づく市民ニーズに沿った管理運営がなされているか、経費削減及び市民サービスの向上に努めているか等を確認し、施設の管理運営に関する評価シート【別添5】により、評価を行う。また、評価実施後、【別添4】【別添5】等の書類を取りまとめ、速やかに経営戦略課へ提出する。

3 第三者評価

事業内容の第三者評価は、原則、指定期間の最終年度に公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）で行う。

公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）は、指定管理者及び施設所管課が作成した事業報告書及び評価シートを基にサービス内容をチェックし、業務内容に関する改善提案（診断）を行う。

また、公共サービス改革委員会（民間活用のあり方診断部会）は、事業報告の内容について、施設所管課からヒアリングを行うことができる。

4 指導・調査・指示

施設所管課は、「2 施設所管課によるモニタリング」及び「3 第三者評価」を踏まえ、指定管理者に対し、指導・調査・指示を行う。

5 指定の取消・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

【指定の取消・管理業務の停止に関する例】

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき
- (3) 条例、条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき
- (4) 申込資格を失ったとき
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (6) 団体の経営状況悪化等により業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき
- (7) 暴力団員が役員となっている法人その他の団体と判断されるとき
- (8) 組織的な非違行為が行われていた場合、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- (9) 管理業務が行われないうとき

これらの事由に該当する場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等との観点から、以下の事項について検討し、公平・適切な処分を行う。

- ①取消等の処分の要否
- ②処分の程度（指定取消、業務全部停止、業務一部停止）
- ③処分の時期
- ④処分を行った後の施設の管理方法